

是正請求事案（「第7次総合計画基本構想（素案）のまちづくり基本方針の柱」に関する是正請求（企画防災課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成27年12月22日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 「第7次総合計画基本構想（素案）のまちづくり基本方針の柱」に関する是正請求（企画防災課）事案
- 2 答 申 日 平成27年12月18日
- 3 結 論 「第7次総合計画基本構想（素案）のまちづくり基本方針の柱」に関する是正請求については、申立てを棄却すべきである。

- 4 事案概要 第7次多治見市総合計画市民委員会で検討されている「第7次総合計画基本構想（素案）」の「まちづくりの基本方針」の柱として、「まるごと元気・多治見」の記述が見られる。この「まるごと元気・多治見」は、市民委員会委員の発案によるものではなく、市長のマニフェストからとられたものである。

そもそもまちづくりの指針となる総合計画は、市民が時間をかけて話し合ったことをベースに策定されるべきもので、市民の総合計画でなければならない。しかるに市長のマニフェストでうたったものを、まちづくりの基本方針の柱とするならば、市長の総合計画になってしまう。

こうした事態を避けるため、「まるごと元気・多治見」をまちづくりの基本方針の柱とすることは、やめていただきたい。

総合計画は市民の総合計画であるため、市長が代わればその市長のマニフェストに基づいて「まちの将来像」が決められる、変わってしまうということには違和感を覚える。

市民の総合計画はもっと重いものである。市長の任期は4年であり、任期を越える8年に亘る総合計画の「まちの将来像」に、市長のマニフェストを取り入れることはそもそも望ましくない。市長の任期は計画期間と違うのだから、そこまで踏み込むべきではない。また、行政側からの提案で市長のマニフェストをそのまま盛り込むこともおかし

い。市長のマニフェストから「まるごと元気・多治見」という「まちの将来像」を総合計画に入れることは、市民の総合計画ではなく市長の総合計画になるのではないか。

多治見市の総合計画は、「財源に裏づけられた計画行政を実現しなければならない。総合計画が行政を管理するものでなければならない。」という観点から策定されるべきものと理解している。

市長のマニフェストが優先するとか自動的にマニフェストが総合計画に盛り込まれるわけではない。マニフェストとして市民に約束したことを実行する責任が市長にはある。だから市長の実現したい政策が行政の政策に反映され、結果として総合計画に盛り込まれていくのが本来のあるべき姿である。マニフェストは市民の政策選択よりも優先するものではない。総合計画をあるべき姿に戻していかなければならない。

市民参加を経て総合計画の案が作成される。まちづくりというのはそこに住んでいる市民が作っていくものである。市民にとって重要な計画であり、行政に任せればよいというものではない。いろいろな人の参加を得ることができる、市民が意見を言う機会が与えられる、ということが重要である。

いくら行政がすばらしい元気な多治見を作っても、市民は「自分たちが作った。」という誇りや愛着は持てないと思う。総合計画を策定するにあたり、じっくり時間をかけ十分に議論を尽くすような市民参加を行い進めていけば、市民はまちづくりにもっと誇りや愛着が持てるのではないかと考える。

5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

(1)総合計画策定にかかる手続きについて

多治見市市政基本条例（以下「条例」という。）第20条第2項には「総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。」と定められており、また、同条第5項には「総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。」と規定されている。

請求人は、「基本構想」はまちの将来像とか基本理念であり、市長が代わったからといって簡単に変わるものではない。市長の交代によって見直されるべきものは、総合計画の中でもこれを実現するための事業を定める「基本計画」と事業の進め方を明らかにする「実行計画」であると限定的に捉えているものとする。

しかし、条例第20条第5項によると、市長の任期ごとに見直されるものは、「基本構想、基本計画、実行計画からなる総合計画」とされており、市長交代によって基本構想も含めて、総合計画全体が変わることも想定したものとなっている。

(2)総合計画とマニフェストについて

総合計画におけるマニフェストの位置づけ、総合計画へのマニフェストの反映の当否の判断やその手法などは、自治体ごとに地域の実情やそれぞれの特色を考慮したうえで制度設計されている。

多治見市では、先に見たように「総合計画を市長の任期ごとに見直す。」と定めていることから、市長のマニフェストという政策も総合計画に反映されることができる仕組みを持っているのである。したがって、本件のようにマニフェストの「ことば」が総合計画の素案として市から提示されたとしても、多治見市にあっては許容されることであると考ええる。マニフェストがすべてにおいて優先するという形で進めてきたものとは考えられない。

(3)市民参加について

多治見市の計画策定過程への市民参加としては、要綱設置による「総合計画市民委員会」、条例設置による「総合計画審議会」、市議会の条例に基づき議会に設置され議員からなる「総合計画議会特別委員会」、意見の公募やアンケートの実施、総合計画基本構想案に対するパブリックコメント手続など、多様な機会が設けられている。

計画策定過程への市民参加のあり方として、どのような手法を設けるかは、計画策定権を有する市長の裁量権によって決められるものであり、本件において用いられたさまざまな市民参加の機会、この裁量権の範囲内のものと考ええる。請求人の主張するような、素案作成の段階から市民が主体的に関わる市民参加のあり方も、もちろん、そのひとつの方法ではあるが、市民参加の方法にはいろいろなものが考えられる。したがって、これらの中からどのような市民参加を設けるかは、市民、議会等の多様な意見を考慮して、市長が自ら決めることができる。

以上のことから、本審査会は、第7次総合計画基本構想（素案）の策定にあたり多治見市が行った手続きには、違法或いは不当という点は見当たらず、特に是正すべき瑕疵はないと判断した。